

刊行にあたって

「看護とは何か」。私はずっとこの問いの解明に挑んできた。その答えが「わかった」などとおこがましいことは言えないが、私なりに見えてきたこともある。患者さん個々のニーズに的確に対応していくというのも、その1つである。

今、日本はかつてない超高齢社会を迎え、医療提供のあり方は「病院完結型から地域完結型へ」大きな変革を迫られている。医療・看護にかかわる法制度、政策もめまぐるしいスピードで変化している。混沌とした未来に、看護はいかに立ち向かっていけばいいのか。その方向性を示すため、2015年「看護の将来ビジョン」を策定、公表した。団塊の世代が75歳以上となり医療需要が急増する「2025年」に向け、1つの指針として、個々の看護職が誇りと自信を持って働き続けてほしいとの思いからである。あくまで指針であり、患者さんのニーズにいかに対応していくか、自ら考えることが最も大事である。

そもそも「基準」や「指針」、「ガイドライン」(指針等)とは、一般に行動や判断の拠りどころとなる物や数値、ルールなどをいう。国だけでなく、企業・団体等が自主的に作成、文章化し、必要に応じ公表している。法律のように強制力や罰則のない、いわば自主規制である。しかし、これらに基づかないものは、一定の品質レベルや社会的に望ましい状態と認められないこともある。看護職は、専門職として自らの看護実践の質に対する自主規制が必須であり、専門職能団体である日本看護協会としては、指針等を看護職およびサービスを受ける国民に示す責務がある。

さらに、時代や社会環境の変化に対応し、指針等も新たな策定や見直しが必要である。本書においても、2007年改訂版から約10年を経て、今回、本会の「看護業務基準2016年改訂版」や「看護の将来ビジョン」をはじめ、看護に影響する重要な国の法律やガイドラインなども収載した。特に、「保健師助産師看護師法」の一部が改正され「特定行為」が定義されるなど、歴史的な法改正が反映されている点も意義深い。

「看護とは何か」。答えは1つではないだろう。看護職としてのキャリアを積み重ねていく中で、1人ひとりが自分自身の答えをぜひ見つけていってほしい。それを追求することが、2025年、そしてその先の未知の時代への看護の挑戦であり、自信につながるのではないだろうか。氾濫する情報の中で、本書に選りすぐった指針等が、未知の課題に対し、皆さんが考え、解決していく過程をきっと助けてくれるだろう。

2016年11月
公益社団法人日本看護協会 会長
坂本 すが

はじめに

「看護業務基準」策定の趣旨

医療の進歩とともに高まった国民の皆さまの看護への期待に応じる形で、公益社団法人日本看護協会（以下、本会）は、1995年に「看護業務基準」を策定した。これは、保健師助産師看護師法で規定されたすべての看護職に共通した看護実践の要求レベルを示すと同時に、看護職の責務を表明するものである。策定の趣旨は、本書の前身である『日本看護協会看護業務基準集 2007年改訂版』の「はじめに」において、以下のように示されている。

専門職能団体の責務と基準の役割

自らの看護実践の質に対する自主規制は専門職としての必須の要件であり、専門職能団体には会員並びにサービスの受け手である国民に対して、看護実践の基準を提示する責任がある。基準は、看護専門職の行動指針であり、実践評価のための枠組みとなる。また、すべての看護職に共通に求められる看護実践の要求レベルを示すとともに、社会に対して看護職が責任をもつ範囲及びその結果に対する責任を表明するものである。

看護職の責務を示した「看護業務基準」はほかには存在せず、看護職をはじめとする幅広い皆さまから信頼され、支持されてきた。しかし、変化する社会の中で、看護職が常に専門職として国民の期待に応えていくためには、自らの役割や使命を定期的に見つめ直すことが必要となるため、2006年には、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化等、変動する時代の要請に応えるものとなるよう、第1回目の改訂を行った。

また、1995年の「看護業務基準」公表当時は、ガイドラインなどが未整備であったため、要望の強い領域を抽出し、看護領域別の看護業務基準の開発と普及啓発にも努めてきた。

「看護業務基準 2016年改訂版」の改訂ポイント

2006年の改訂からおよそ10年の間に、医療・看護を取り巻く状況は大きく変化した。地域包括ケアシステムの下、治療・療養のあり方は、従来の病院完結型から地域完結型へ急速に舵を切り、われわれには、病院と在宅などのつなぎ目がないシームレスな看護を提供することが求められている。このように、看護の提供の場が拡大し、多様化するのに応じて、看護職の働く場や働き方もさらに変化することが予想される。

一方で、「看護業務基準」が看護の核となる部分を示していると考ええると、時代や看護を取り巻く環境の変化によって頻繁に変わるようなものではなく、専門職の基準とし

て他職種には代替不能な看護の本質や水準を示すものであるべきだろう。こうした基本方針の下、実践の場や分野、年代・キャリアにかかわらず、「すべての看護職に共通の看護実践の核となるもの」を目指して今般第2回目の改訂に取り組み、2016年7月に改訂版を公表した。

主な改訂のポイントを以下に整理する。

まず、「看護業務基準」に該当する対象である保健師、助産師、看護師、准看護師のうち、看護師と准看護師とで求められる要求水準が異なる項目を整理した。看護師と准看護師は法的規定において明確に業務の定義が分けられており、また教育も異なるためである。「看護業務基準」が標準的な看護水準を示す重要な資料として司法の場等で参照されている現状を踏まえ、個人としての看護師、准看護師を守り、安心して看護を提供するために、検討を重ねた。

また、看護実践の責務は、「看護者の倫理綱領」に基づいていることを再確認した上で、外国人も含め看護の対象が多様化していることや、人間の尊厳確保や生活の質を守るという視点から、新たに「スピリチュアル」の言葉を用い、「看護業務基準」全体を見直した。その考えは、「看護を必要とする人の意思決定支援」、「看護実践の目的と方法の説明と合意」、「必要があれば医師の指示した医療行為に対して疑義申し立てを行う」等、これまで含まれていなかった要素を追加した点に表れている。

本書刊行の経緯

2002年、本会は「看護業務基準」と追加作成した「領域別看護業務基準」をまとめ、『日本看護協会看護業務基準集』として会員施設に配布した。同書には「看護業務基準」と「領域別看護業務基準」のほかに、「看護業務基準」の基盤となっている「看護の概念」「看護師の倫理規定」といった本会の基本文書や、「看護の定義」「ICN 看護師の倫理綱領」等の国際看護師協会の基本文書、看護業務に関連する主要な法律、さらに本会が作成した看護実践のためのガイド（「組織でとりくむ医療事故防止—看護管理者のためのリスクマネジメントガイドライン」、「感染管理に関するガイドブック」、「看護記録の開示に関するガイドライン」）等を収載した。その半年後、多くの皆さまからの強い要望に応じる形で、日本看護協会出版会から『日本看護協会看護業務基準集』という書籍として刊行した。

翌年には、「静脈注射の実施に関する指針」等を追加し、改訂された資料を差し替えた2003年版を刊行した。

2004年版には、「看護研究における倫理指針」、「感染管理に関するガイドブック改訂版」等を、2005年版には「小児慢性疾患患者の退院調整に関する指針」を追加収載した。

2007年版では、「看護業務基準（2006年度改訂版）」、「臨床倫理委員会の設置とその活用に関する指針」、「保健医療福祉施設における暴力対策指針—看護者のために」、「看護職の社会経済福祉に関する指針—看護の職場における労働安全衛生ガイドライン 平成16年度版労働安全衛生編」、「医療事故発生時の対応—看護管理者のためのリスクマネジメントガイドライン」、「看護にかかわる主要な用語の解説—概念的定義・歴史の変遷・社会的文脈」を新たに収載した。

このような歴史の変遷を踏まえ、2007年版以来9年ぶりの改訂となる本書において

は、改めて本書が企画された意図に立ち返り、また構成内容を分かりやすく示すために書名を変更し『看護に活かす 基準・指針・ガイドライン集 2016』とした。

本書の構成および使い方

本書は第1章〈基準・ビジョン〉第2章〈定義・倫理〉第3章〈指針・ガイドライン等〉第4章〈法令〉から構成されている。収載されている各種文書は、看護を実践していく上で、どれも重要なものである。時には看護の原点に戻りつつ、かつ最新のガイドラインなども参考にしながら、看護実践の場で本書を役立てていただきたい。

第1章には「看護業務基準」と「看護の将来ビジョン」を収載した。「看護業務基準」は、専門職としての看護職の社会的責任を明示した包括的かつ基本的な指針であり、すべての看護職がこの基準を理解し、これに基づく看護を実践することが求められるレベルのものである。ただし、2006年時点の「看護業務基準」改訂により、「領域別看護業務基準」は「看護業務基準」の項目には対応しなくなっていたため、このたび削除した。むしろ将来を見据えた看護の役割・機能を示すことが重要と考え、「看護の将来ビジョン」を収載した。

第2章では、看護に関する共通認識を持ち、各種文書の理解を促進するためのガイドとして、「看護にかかわる主要な用語の解説—概念的定義・歴史的変遷・社会的文脈」を収載した。また「看護業務基準」の基盤となる「看護の定義」「看護師の定義」と、本会および国際看護師協会、国際助産師連盟の倫理綱領に関する基本文書も収載した。

第3章では、「看護業務基準」を実践に適用していく際のガイドとして、本会、あるいは厚生労働省、文部科学省が発行した指針・ガイドライン等を重要性や必要性を踏まえて検討の上、収載した。本書に収載した以外にも、本会では種々の基準やガイドライン等を作成しているため、参考にしていきたい。

第4章では、看護職および看護業務の法的位置づけを理解する上で重要と考える、日本国憲法、保健師助産師看護師法、医療法、看護師等の人材確保の促進に関する法律、個人情報保護に関する法律からも関連箇所を抜粋して収載している。

以上のように、本書は「看護業務基準」を軸にすえながら、看護を実践していく上で道標となる内容を網羅する構成となっている。なお、本書に収載した文書は公表時のものであるため、記載内容や法的規定の内容等も当時のままとすることに十分留意されたい。

今後、ますます、多くの他職種と協働する場面が増えていく中で、看護職を取り巻く医療専門職の方に看護の役割と機能を理解していただくことも、さらに重要になってくるであろう。

本書が、看護職だけでなく他職種や患者・家族、国民の皆さまにとっても、看護をより深く理解するための一助となることを切に期待する。

2016年11月
公益社団法人日本看護協会 常任理事

川本 利恵子